**記者発表**

平成２９年１２月２２日
東 北 地 方 整 備 局

# 道路協力団体として２団体を指定しました。

－民間団体等による道路管理の充実を目的とした制度で、
東北地方整備局の指定は初めて－

○東北地方整備局では、国が管理する国道（直轄国道）について、道路協力団体制度[注)]が創設されてから２回目となる公募を１０月から行いました。

○今回申請いただいた団体について審査した結果、平成２９年１２月２２日付けで下記２団体を、道路協力団体に指定しましたのでお知らせします。

| 法人等の名称 | 業務を行う道路の区間 |
|---|---|
| おんべこ塾 | 国道１０８号<br>宮城県遠田郡美里町牛飼地先～北浦地先 |
| 地縁団体　大字沼沢 | 国道１１３号<br>山形県西置賜郡小国町大字沼沢地先 |

〇指定された法人等の名称等の情報は、別紙１でご確認ください。

注）　道路協力団体制度は、道路における身近な課題の解消や道路利用者のニーズへのきめ細やかな対応などの業務に自発的に取り組む民間団体等を支援し、地域の実情に応じた道路管理の充実を図ることを目的とした制度で、平成２８年４月に創設されました。制度の概要については、【別紙２】をご覧下さい。
詳しくは、国土交通省のホームページをご覧下さい。
http://www.mlit.go.jp/road/kyoryokudantai/index.html

〈発表記者会：宮城県政記者会、古川記者クラブ、山形県政記者クラブ、米沢記者倶楽部、東北電力記者会、東北専門記者会〉

＜問い合わせ先＞
国土交通省　東北地方整備局　ＴＥＬ０２２－２２５－２１７１（代表）
道路部　道路計画第二課　課長　赤森　充　（内線 4251）

別紙1

# 道路協力団体指定の状況（東北地方整備局管内）

| 指定番号 | 指定年月日 | 道路協力団体に<br>指定する期間 | 法人等の名称 | 住所、事務所の所在地 |
|---|---|---|---|---|
| 国（東北地方整備局）仙台第1号 | 平成29年12月22日<br>（初回指定平成29年12月22日） | 平成32年12月21日まで | おんべこ塾 | 宮城県遠田郡美里町関根字舘野41-7 |
| 国（東北地方整備局）山形第1号 | 平成29年12月22日<br>（初回指定平成29年12月22日） | 平成32年12月21日まで | 地縁団体　大字沼沢 | 山形県西置賜郡小国町大字沼沢710 |

平成 28 年 4 月より

別紙２

# 「道路協力団体制度」が創設されました。

## １．道路協力団体制度とは？

●道路における身近な課題の解消や道路利用者のニーズへのきめ細やかな対応などの業務に自発的に取り組む民間団体等を支援するものです。

●道路管理者と連携して業務を行う団体として法律上位置づけることにより、自発的な業務への取組を促進し、地域の実情に応じた道路管理の充実を図ろうとするものです。

## ２．制度の特徴

●業務を行うにあたり３．②に挙げる物件等の道路占用が必要な場合、手続きが円滑・柔軟化されます。

●道路空間を活用した収益活動が可能です。その収益は道路の管理に還元頂きます。

## ３．道路協力団体の業務内容（道路法第 48 条の 21）

① 道路管理者に協力して、道路に関する工事又は道路の維持を行うこと。
（例：道路の清掃、花壇整備、歩道の段差解消のためにステップの設置等の軽易な工事）

② ①のほか、安全かつ円滑な道路の交通の確保又は道路の通行者若しくは利用者の利便の増進に資する工作物、物件又は施設であって、下記※に掲げるものの設置又は管理を行うこと。 ※道路法施行規則第４条の２０

1） 看板、標識、旗ざお、幕、アーチその他これらに類する物件または歩廊、雪よけ等で安全かつ円滑な道路の交通の確保に資するもの
（例：歩行者等の通行注意看板、案内板、街灯、歩廊）

2）トンネル上、高架下等の自動車駐車場及び自転車駐車場
（例：小型モビリティ用駐車場、シェアサイクル駐輪場）

3）道路の路面に設ける自転車、原付、小型自動車等の駐車に要する器具
（例：シェアサイクル施設）

4）広告塔又は看板で良好な景観の形成又は風致の維持に寄与するもの
（例：掲示板）

5）標識又はベンチもしくはその上屋、街灯等
（例：歩行者休息スペースやバス停等のベンチ及び上屋、案内板、街灯）

6）食事施設、購買施設等
（例：オープンカフェ、マルシェ）

7）道路に関するイベントに係る広告塔、ベンチ、露店、看板、標識、アーチ等
（例：道路に関連したイベント開催に要する機材）

③ 道路の管理に関する情報又は資料を収集し、及び提供すること。
（例：道路の不具合箇所、不法占用物件等の発見及び道路管理者への通報）

④ 道路の管理に関する調査研究を行うこと。
（例：交通量調査、道の駅の利用者ニーズ調査）

⑤ 道路の管理に関する知識の普及及び啓発を行うこと。
（例：通勤・通学の安全確保に関する意見交換、占用許可制度に関する啓発活動、無電柱化等の施策に関するワークショップの開催）

⑥ ①～⑤に掲げる業務に附帯する業務を行うこと。

【道路協力団体の活動イメージ】




## 4．指定までの主な流れ

※道路管理者により異なる場合がありますので、ご注意ください。

道路協力団体の指定を希望する法人等は、道路管理者に対して申請を行います。

申請を受けた道路管理者は、道路協力団体としての業務を適切かつ確実に行うことができると認められる法人等であるか審査のうえ、道路協力団体に指定します。

